日本防災士会 災害時の防災活動指針

(平成 21 年 10 月 21 日名称改訂)

1. 目的

この指針は、日本国内での大規模災害の発生を想定し、団体である日本防災士会 及び個人としての会員が行う活動を定め、行政機関や他団体、ボランティア等と の連携に努めるとともに防災・減災活動に貢献することを目的とする。

2. 想定する災害

大規模地震災害(震度6強程度)または同程度の広域被害が予想される自然災害 を考慮し、平時活動並びに発生時の活動の指針とするものとする。

3. 適用範囲

- 3-1 防災士会会員(以下 会員という)
- 3-2 日本防災士会支部(以下 支部という)
- 3-3 日本防災士会本部(以下 事務局を含む)

4. 活動内容

4-1 平時の活動

会員及び各支部の平常時の防災活動は、原則として次に掲げる事項に基づいて行動するものとする。

- (1) スキルアップ
- (2) 会員相互の連携等
- (3) 地域との連携(市区町村等)
- (4) 自主防災の取り組み
- (5) 災害活動訓練(災害想定等)

4-2 災害発生時の活動

災害の程度や状況に応じて必要な項目から随時実施する。なお、職域での業務(復旧、復興、地域貢献など)に従事する場合は、職場の指示に従い、本指針には含まない。

- (1)被災した地域の会員の活動
 - ① 公的支援が来るまで被災地の被害拡大を軽減するために、初期消火、救出 救護、避難誘導等の互助活動を効果的に行う。
 - ② 地域防災会、自治体など公的組織や災害ボランティアと協働して避難所運営をはじめとする被災者支援のために活動する。その際、要援護者等の支援活動には特に留意する。
 - ③ 被災地内の防災士と直接連絡を取り合い、できるだけ情報の共有化に務め

る。

④ 市区町村との災害時相互応援計画が策定されている場合は、それに従う。

(2)被災地支部の活動

支部単位で災害時相互応援計画、県や市区町村との応援計画及び避難所の運営等の計画が策定されている場合は、これを尊重する。策定されていない場合は、 災害対策基本法に基づく地域防災計画との整合性を考慮して活動する。

(3)被災地外会員の活動

- ① 日本防災士会および被災地支部等からの協力要請があれば、可能な範囲で協力する。
- ② 被災者支援ボランティアについては、日本防災士会から要請のない限り個人資格で参加する。

(4) 本部事務局活動

- ① 本部事務局員は、震度 6 強または同等の被害が想定される広域災害の発生を知った時点で、本部役員に連絡をとり対応する。
- ② 事務局が被災した場合は、状況に応じて被災地隣接地(ライフライン使用可能な事務局員または本部役員の自宅など)に臨時事務局を移す。

(5) 災害救援チーム

「災害救援チーム」の活動は、「日本防災士会災害救援活動に関する細則」(平成 18 年 6 月 1 日施行)による。

5. 記録·広報等

5-1 各支部

防災活動記録を作成し、本部及び事務局に対して、その内容等を報告・連絡し、 地元マスコミ及び自治体広報誌に積極的に広報する。

5-2 本部事務局

必要に応じてホームページ及び会報に掲載し、マスコミ等に広報する。

6. 活動報告会等の開催

災害を経験した会員及び支部は、本部等が企画・開催する「防災活動報告会」 又は「防災活動研究会」等を通じて報告するとともに、会員はこれを受講して、 防災士の防災能力の向上及びより良い防災活動に役立てる。

7. 本制度は平成20年6月8日より運用する。